

「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」（平成31年3月29日付け30消安第6281号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）に係るQ&Aについて

農産安全管理課農薬対策室

農薬登録申請に際し、農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称については、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13農産第3986号 農林水産省生産局生産資材課長通知）の別表1-1-①、1-1-②及び1-2において示してきましたが、今般、分類を改訂し、「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」（平成31年3月29日付け30消安第6281号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）として発出しております。今後の登録申請にあっては、当該通知の分類に基づいてなされることとなります。

改訂前の分類で既に登録されている農薬の扱い等について、別紙のとおりQ&Aを作成したので、ご参照ください。（なお、登録内容の変更等に応じてQ&Aの内容を変更することがあります。）

(基本的な考え方)

- ・今般の作物分類の改訂により、既登録農薬で現在使えているものが、使えなくなることはありません。
- ・現行のラベルに従って、これまでどおり（改訂前）の分類で使用しても問題ありません。
- ・既登録の作物群に、今般新たに含まれることになった作物等にも、使用可能です。
- ・ただし、作物群 A での登録に加え、作物群 A に含まれる個別作物 B にも既に登録がある場合は、①個別作物 B を除いた作物群 A に含まれる作物に対しては、作物群 A の登録内容に従って使用してください。②また、個別作物 B に対しては、個別作物 B の登録内容に従って使用してください。

Q1. 今回の作物分類の改訂により、作物群の追加や削除がなされたが、既登録の農薬はどのような扱いになるのですか。

(回答)

本分類は、農薬登録の申請にあたって、その農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について定めているものです。平成31年4月1日以降は、本表に基づいて申請がなされ、追加された作物群を含む農薬も今後登録されていくこととなります。

また、今回の分類により、個別の農薬において、既登録の内容のままで適用農作物等が増えることはあっても、使用を制限するものはなく、削除された作物群についても、これまでどおり使用可能です。

Q2. 「野菜類」に「いも類」や「豆類（種実）」が含まれることになりましたが、既に「野菜類」に登録のある農薬を「いも類」や「豆類（種実）」に使用可能ですか。

(回答)

野菜類に登録のある農薬を「いも類」や「豆類（種実）」に使用することは可能です。（Q3も参照。）

Q3. 「野菜類」に登録があり、「いも類」や「豆類（種実）」に含まれる個別作物にも登録がある場合、「いも類」や「豆類（種実）」に含まれる個別作物に対して農薬を使用するには、どの登録内容に従えばよいですか。

(回答)

「野菜類」に登録があって、いも類に含まれる個別作物（ばれいしょ、かんしょ、

やまのいも 等)にも登録がある場合は、個別作物に対しては、これまでどおり個別作物の登録内容で使用してください。

「豆类(種実)」も同様です。

Q4. 「にんじん(葉)」が「せり科葉菜類」から「根菜類」に分類されましたが、「せり科葉菜類」に登録のある農薬を「にんじん(葉)」に使えないのですか。

(回答)

「せり科葉菜類」に既に登録のある農薬(※)は、「にんじん(葉)」(専用栽培)に使用可能です。

(※) D-D 剤、イミダクロプリド水和剤、クロラントラニリプロール水和剤、フルフェノクスロン乳剤、ミルベメクチン乳剤(令和元年7月末現在)

Q5. 「うり類(漬物用)」がなくなり、「うり類」、「うり類(成熟)」、「うり類(未成熟)」という作物群ができましたが、「うり類(漬物用)」に登録のある農薬は使えないのですか。

(回答)

「うり類(漬物用)」(※)に既に登録のある農薬については、これまでどおり「うり類(漬物用)」に含まれる作物に使用可能です。

なお、「うり類(成熟)」、「うり類(未成熟)」については、現時点(令和元年7月末現在)では登録はありません。農薬登録されれば使用可能です。

(※)「うり類(漬物用)」に含まれる作物名

中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
うり類(漬物用)	赤毛ウリ	モーウィ	果実を収穫するもの
	食用ひょうたん		
	食用へちま		
	しろうり	あおうり、カリモリ、はぐらうり、青しまうり、くろうり、桂うり	
	漬物用すいか	源吾兵衛西瓜	未成熟な果実を収穫するもの
	漬物用まくわうり	ぺっちゃんうり	
	漬物用メロン		

	とうがん	かもうり、冬瓜	果実を収穫するもの
	はやとうり		
	ゆうがお	かんぴょう	

Q6. 「みぶな」は、新しい分類では「みずな」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」となっています。「非結球あぶらな科葉菜類」、「みぶな」、「みずな」に登録のある農薬は、どの登録内容に従えば良いでしょうか。

(回答)

みずなに既に登録のある農薬は、みずな、みぶなに使用可能です。みぶなに既に登録のある農薬も、みずな、みぶなに使用可能です。

また、「非結球あぶらな科葉菜類 (みずなを除く)」で登録されている農薬は、みずなが個別の作物として登録されているため、みぶなは、みずなの登録内容で使用可能です。「非結球あぶらな科葉菜類 (みぶなを除く)」で登録されている農薬は、みぶなが個別の作物として登録されているため、みずなは、みぶなの登録内容で使用可能です。

Q7. 「非結球あぶらな科葉菜類」に作物名「なばな類」が分類されましたが、既に「非結球あぶらな科葉菜類」に登録がある場合、「なばな類」に使用できますか。また、「なばな類」にも登録がある場合、どちらに従えばよいですか。

(回答)

既に「非結球あぶらな科葉菜類」のみで登録がある場合、これに含まれる作物名「なばな類」、更に別名等の「なばな (なのはな)」等に使用可能です。

「非結球あぶらな科葉菜類」に登録があって、その群に含まれる「なばな類」にも登録がある場合、「なばな類」には「なばな類」の登録内容で使用してください。「非結球あぶらな科葉菜類」あるいは「なばな類」に登録があって、「なばな」にも登録がある場合は、「なばな」には「なばな」の登録内容で使用してください。

Q8. 今回の分類により、「なばな類」が作物名になり、「オータムポエム」や「なばな」等は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」の一つとなりましたが、既に「オータムポエム」や「なばな」に登録のある農薬は「なばな類」に含まれる作物すべてに使用できますか。

(回答)

「オータムポエム」や「なばな」など、「なばな類」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」で既に登録のある農薬については、それぞれ個別の作物の登録内容に従ってそれぞれ個別の作物に使用することは可能ですが、「なばな類」に含

まれるすべての作物には使用できません。

なお、「なばな類」として既に登録のある農薬については、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」に含まれるすべての作物に使用可能です。

Q9. 今回の分類により、「非結球レタス」が作物名になり、「サラダ菜」や「リーフレタス」等は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」の一つとなりましたが、既に「サラダ菜」や「リーフレタス」等に登録のある農薬は「非結球レタス」に含まれる作物すべてに使用できますか。

(回答)

「サラダ菜」や「リーフレタス」など、「非結球レタス」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」で既に登録のある農薬については、それぞれ個別の作物の登録内容に従ってそれぞれ個別の作物に使用することは可能ですが、「非結球レタス」に含まれる全ての作物には使用できません。

なお、「非結球レタス」として既に登録のある農薬については、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」に含まれる作物にも使用可能です。

Q10. 今回の分類により、「非結球はくさい」という作物名が新たに設定され、「ひろしまな」、「長崎はくさい」、「たいさい」等は、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」の一つとなりましたが、既に「ひろしまな」、「長崎はくさい」、「たいさい」等に登録のある農薬は「非結球はくさい」に含まれる作物すべてに使用できますか。

(回答)

「ひろしまな」、「長崎はくさい」、「たいさい」など、「非結球はくさい」の「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」で既に登録のある農薬については、それぞれ個別の作物の登録内容に従ってそれぞれ個別の作物に使用することは可能ですが、「非結球はくさい」に含まれる全ての作物には使用できません。

なお、「非結球はくさい」として登録のある農薬については、「作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例」に含まれる作物にも使用可能ですが、「非結球はくさい」については、現時点（令和元年7月末現在）では登録はありません。

Q11. 「とうがらし類」がなくなり、「ピーマン及びとうがらし類」となりましたが、「とうがらし類」に登録のある農薬は使えないのですか。

(回答)

「とうがらし類」(※)に既に登録のある農薬については、これまでどおり「とうがらし類」に含まれる作物に使用可能です。

(※)「とうがらし類」に含まれる作物名

中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考
とうがらし類	甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺とうがらし、三宝とうがらし、ひもとうがらし	果実を収穫するもの。未成熟の状態を利用する甘味種。
	かぐらなんばん		果実を収穫するもの
	きだちとうがらし		
	ししとう	ししとうがらし、獅子唐、葵ししとう	
	とうがらし	鷹の爪、八房、日光とうがらし、札幌大長とうがらし	果実を収穫するもの。未成熟の状態、あるいは完熟させて利用する辛味種。
	ハバネロ		果実を収穫するもの
	ピカンテ		

とうがらし類については、これら作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これら作物群に含まれる作物も含まれる。

Q12. 「いね科細粒雑穀類」という中グループ名がなくなりましたが、「いね科細粒雑穀類」に登録のある農薬は使用できますか。

(回答)

「いね科細粒雑穀類」に既に登録のある農薬については、これまでどおり「いね科細粒雑穀類」に含まれる作物に使用可能です。(Q13の表を参照)

Q13. 「雑穀類」という大グループ名がなくなり、「穀類」という大作物群ができましたが、既に「雑穀類」に登録のある農薬を、「穀類」に含まれる作物に使用することができますか。

(回答)

「雑穀類」には、「稲」、「麦類」を含まないので、「雑穀類」に既に登録のある農薬を、「稲」、「麦類」に使用することはできません。

なお、「雑穀類」(※)に既に登録のある農薬については、これまでどおり「雑穀類」に含まれる作物に使用可能です。

(※)「雑穀類」に含まれる作物名

大グループ名	中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、地方名、品種名等の例	備考	
雑穀類	いね科細粒雑穀類	あわ		種子を収穫するもの	
		きび			
		ひえ			
	とうもろこし	とうもろこし(子実)			種子(ある程度成熟した雌穂)を収穫するもの
		未成熟とうもろこし	スイートコーン		
		アマランサス(種子)	ヒモゲイトウ、センニンニク、スギモリケイトウ、フジゲイトウ、繁穂ヒユ、種粒ヒユ	種子を収穫するもの	
		キノア			
		食用ソルガム	もろこし、たかきび、こうりゃん		
		そば	だったんそば		
		はとむぎ			

雑穀類、とうもろこしについては、これら作物群に含まれるものとして作物名欄に標記されている作物以外のもので、これら作物群に含まれる作物も含まれる。